

品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助要綱

制定	令和2年4月1日	区長決定	要綱第151号
改正	令和2年8月5日	区長決定	要綱第179号
改正	令和3年10月4日	区長決定	要綱第303号

(目的)

第1条 この要綱は、私立幼稚園に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止（以下「感染拡大防止」という。）に係る保健衛生用品を購入するための経費、感染拡大防止の取組みを徹底することに伴う業務量の増加への対応に必要なかかり増し経費等の全部または一部を補助することにより、園内における感染拡大防止および円滑な教育活動の支援を目的とする。

(補助対象経費等)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、感染拡大防止を図るために必要な次に掲げる経費とする。

- (1) 保健衛生用品（マスク、消毒液等）の購入に要する経費
- (2) 業務量の増加への対応に必要なかかり増し経費（人件費（預かり保育を実施したことに係る経費に限る。）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、感染拡大防止を図るための物品等で区長が必要と認めるもの

(補助金の交付額等)

第3条 補助金の交付額は、別表の左欄に掲げる補助対象経費の合計額と同表の右欄に掲げる補助基準額を比較し、いずれか少ない金額とする。

(交付申請)

第4条 私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、区長が別に定める期日までに、次に掲げる書類を、区長に提出しなければならない。ただし、区長が認める場合には、添付書類の提出を一部省略することができる。

- (1) 品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 購入する物品等の一覧を示す計画書
- (3) かかり増し経費に係る確認書（第2条第2項のかかり増し経費を申請する場合）
- (4) かかり増し経費の算出根拠資料（第2条第2項のかかり増し経費を申

請する場合)

(5) その他支払いの根拠となる書類

(補助金の交付決定等)

第5条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請があつた場合は、関係書類を審査したうえで、補助金を交付することと決定したときは品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金を交付しないことと決定したときは品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費等補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、それぞれ当該申請を行った設置者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた設置者(以下「補助事業者」という。)は、品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金請求書(第4号様式)により、速やかに補助金の支払を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 区長は、前条の規定による請求があつた場合は、関係書類を審査し、適当と認めるときは、当該請求に係る補助金を当該補助事業者に交付するものとする。

(決定の取消し等)

第8条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこの要綱に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の交付決定の全部または一部を取り消された補助事業者から、交付した補助金の全部または一部を返還させるものとする。

3 区長は、第1項の規定による補助金の交付決定の取消しをしたときは、品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(違約加算金)

第9条 補助事業者は、第8条第2項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、

当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満を除く。）を納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第10条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（他の補助金等の一時停止）

第11条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金または違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

（書類の保存）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿および補助事業に係る収支に関する書類（以下これらを「補助事業関係書類」という。）を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間整理保存しなければならない。

（消費税仕入控除税額の報告）

第13条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であつて、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 区長は、前項の規定による報告があつた場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

3 区長は、補助事業者が第1項の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

（準用）

第14条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱に基づく補助金は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに発注および支払を行った感染拡大防止のための物品の購入等に係る経費について、適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助基準額
(1) 保健衛生用品（マスク、消毒液等）の購入に要する経費	園の認可定員により以下の基準額とする。
(2) 業務量の増加への対応に必要なかかり増し経費（人件費（預かり保育を実施したことに係る経費に限る。）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）	① 20人以上59人以下 640,000円 ② 60人以上 740,000円

備考

- 1 当該補助対象経費に充てるために寄せられた寄付金その他の収入がある場合にあつては、その合計額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除する。
- 2 補助金の交付は、同一施設において1回に限り受けることができる。

第1号様式（第4条関係）

品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

設置者

(幼稚園名)

所在地

電話番号

品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について、下記のとおり関係書類を添えて申請する。

記

1. 施設名称 _____

2. 交付申請額 金 _____ 円

(内訳)

	対象項目	補助対象経費 (円)	合計 (円) (A+B)	補助基準額
A	保健衛生用品			園の認可定員により以下の基準額とする。 ① 20人以上59人以下 640,000円 ② 60人以上 740,000円
B	かかり増し経費			

(※)交付申請額は、合計額と補助基準額を比較し、いずれか少ない金額の方を記載すること。

3. 添付書類

- ・購入する物品等の一覧を示す計画書
- ・かかり増し経費に係る確認書（第2条第2項のかかり増し経費を申請する場合）
- ・かかり増し経費の算出根拠資料（第2条第2項のかかり増し経費を申請する場合）
- ・その他支払いの根拠となる書類

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付決定通知書

設置者名 様
(幼稚園名)

品川区長 印

年 月 日付で申請のあった品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金
について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定金額 _____ 円

第 号
年 月 日

品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金不交付決定通知書

設置者名 様
(幼稚園名)

品川区長 印

年 月 日付で申請のあった品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について、下記のとおり不交付を決定したので通知します。

記

理由

品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 請求書

		十	万	千	百	十	円
金 額	¥						

件 名 品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について

上記の金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

幼 稚 園 名

所 在 地

設 置 者

㊞

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付決定取消通知書

設置者名 様
(幼稚園名)

品川区長 印

年 月 日付第 号により通知しました、品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の交付決定について、品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助要綱第8条第3項の規定に基づき、下記の理由で取り消したので通知します。

記

取消理由

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地 _____）

代表者氏名

品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金のうち、品川区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助要綱第13条第1項の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

1. 確定申告年月日

2. 決算期間

3. 消費税および地方消費税の申告の有無

4. 仕入控除税額の計算方法

5. 消費税および地方消費税

の仕入控除税額 金 _____ 円

※積算根拠となる資料を添付してください。